

令和8年度昭和浄水場急速ろ過池弁修繕

入札説明書

令和8年8月6日

奈良県広域水道企業団

大和郡山事務所

令和8年度昭和浄水場急速ろ過池弁修繕 入札説明書

1	件名	令和8年度昭和浄水場急速ろ過池弁修繕
2	業務場所	大和郡山市額田部北町1038 昭和浄水場
3	業務期間	始期 令和8年9月1日(火) 終期 令和9年3月31日(水)
4	開札日時 及び場所	令和8年9月1日(火) 10:00 奈良県広域水道企業団 大和郡山事務所庁舎 2階 会議室(植槻町6番10号)
5	入札書提示額	入札者は、本仕様書に従い、業務にかかる総費用を、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。(ただし1円未満の端数は切り捨てた額であること)
6	詳細仕様	令和8年度昭和浄水場急速ろ過池弁修繕 仕様書による
7	入札参加資格	入札参加者は、大和郡山市建設工事等競争入札参加登録業者で、公告日現在、次のすべての要件を満たしていること。 (1)地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと (2)申請資料等の提出日、競争入札参加資格確認時点並びにその後入札執行日までの間において、大和郡山市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。 (3)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定する更生手続開始の申立を含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。 (4)平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。 (5)平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立がなされなかった者とみなします。 (6)奈良県広域水道企業団暴力団排除条例第2条に定める者でないこと。 (7)建設業許可「機械器具設置工事業」を取得しており、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。)の結果における「機械器具設置工事」の総合評定値が700点以上である者。 (8)大和郡山市建設工事等競争入札参加の登録を受けた者であること。 (9)ホームページの閲覧及び電子メールの送受信が可能である者。 (10)設計業務の受託者との関連に関する条件 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面に於いて関連がある者でないこと。 ア 名称(株)不二設計コンサルタント イ 所在地 大阪府柏原市安堂町1-29 (11)配置技術者等に関する条件 ①現場代理人及び建築工事業に係る資格を有する主任技術者等を、この工事の実施期間中各1名配置すること。なお現場代理人及び主任技術者等は兼ねることができる。 ②監理技術者を置くことが必要な場合にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者、又はこれに準ずる者。 ③現場代理人については、この契約の履行に関し、現場に常駐するものとする。 ④現場代理人、主任技術者及び監理技術者等においては、入札執行の日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

8 入札説明書を 交付する場所	入札説明書等はホームページよりダウンロードのこと。 https://www.union.nara-water.lg.jp/category/2-1-3-4-2-0-0-0-0.html
9 入札参加資格 の確認方法	この入札に参加を希望する者は、7に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、一般競争入札申請書(以下「申請書」という。)及び下記の(1)②の書類を提出しなければならない。 なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。 (1)提出書類 ① 一般競争入札参加申請書 ② 入札公告日までの同種業務の契約実績表 ※ 国・都道府県・市町村との契約に限る。契約書の写し及び仕様書添付要。 (2)提出期間 令和8年8月21日(金)17時まで (3)提出場所 〒639-1037 大和郡山市額田部北町1038 奈良県広域水道企業団大和郡山事務所 工務課 浄水係 昭和浄水場 (4)提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については当日必着。 (5)入札参加資格の確認 申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和8年8月26日(水)までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を電子メールにて送付する。 ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨 イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由 ウ 入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた者は、市の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入札に参加できない。 (6)その他 ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。 イ 企業長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。 ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。
10 仕様書等への質問	(1)仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。 ア 提出期間 令和8年8月12日(水) 17時まで イ 送信先 奈良県広域水道企業団 大和郡山事務所 工務課 浄水係 ウ 提出先アドレス yamatokoriyama-syowajosui@union.nara-water.lg.jp (2) (1)の回答については、入札参加資格を有すると認めた者に対して直接メールで行う。 ア 回答期限 令和8年8月17日(水)

12 入札手続等	(1)入札保証金2,600,000円(金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手)を下記期日までに支払うこと。ただし、奈良県広域水道企業団契約規程第4条各号に規定される場合は、これを免除とする。 令和8年8月31日(月) 10時まで(当日開札前に支払) 様式は15参照 落札者の決定後ただちに還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は契約保証金に充当する。 (2)契約保証金 落札者は奈良県広域水道企業団契約規程第19条に規定する契約保証金(契約金額の10%以上)を支払わなければならない。ただし、同規程第19条各号に該当する場合はこれを免除とする。 (3)契約書作成の要否 要 (4)支払条件 納入が適正に行われた後に、落札者が提出した適正な請求書に基づき、 受理した日から起算して30日以内に、契約金額を支払うものとする。 (5)最低制限価格 設定しない。
13 入札書の郵送期限	令和8年8月31日(月) 17:00 簡易書留郵便で送付すること (送付先は9.(3)に同じ)
14 入札上の注意	(入札の基本的事項) 1 入札者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。 (公正な入札の確保) 2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。 (消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法) 3 入札書は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(課税事業者、免税事業者を問わず。)を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とします。 (入札書の金額の数字) 4. 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入してください。

14 入札上の注意 つづき	(入札書の記載事項の訂正) 5 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。 (入札の辞退) 6 ①郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を企業長に提出してください。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を企業長に提出してください。 ② 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。 (入札書等の提出方法) 7 ①当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、企業団が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに簡易書留郵便により、指定の宛先まで郵送してください。 ②提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。 (無効の郵便入札) 8 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。 (1)企業長が定める入札条件に違反した入札 (2) 入札書に記名押印のない入札 (3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札 (4) 同一の入札参加者が2 通以上の入札書を提出した入札 (5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札 (6) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札 (7) 簡易書留郵便以外の方法による入札 (8) 入札書以外のものが同封された入札 (9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札 (10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札 (開札) 9 ①開札は、企業団職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。 ② 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人がくじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。 ③ 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日(休日の場合 は、その前日) の正午までに電子メールで申し込みをしてください。 (入札の延期、中止及び取消し) 10 郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消を行います。 (落札者の決定) 11 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果を書面により閲覧に供します。 (再度入札) 12 本入札において予定価格以内の入札者がなかった場合は、予定価格を公表のうえで1週間以内に再度入札を実施します。この場合において、入札方法等はメールにて通知します。 (契約書の提出) 13 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日を含めて5日以内(奈良県広域水道企業団の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)に契約書に記名押印のうえ提出してください。 (落札の無効) 14 落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。 (異議の申し立て) 15 入札者は、入札後、この入札説明書、その他の入札の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。
--------------------------	---

14 入札上の注意
つづき

16 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、簡易書留郵便で郵送到着期限までに送付してください。

封筒は中の入札金額等が透けてみえないものを使用してください。

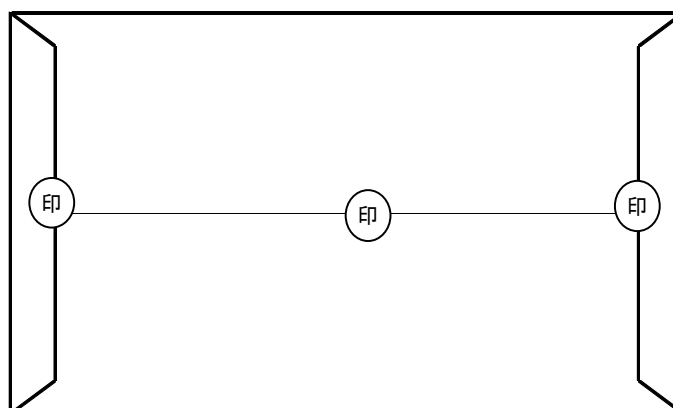
簡易書留
郵便相当
額の切手

〒 639-1037
奈良県大和郡山市額田部北町1038番地

奈良県広域水道企業団
企業長 山下 真 様

簡易書留

一般競争入札 入札書在中	
入 札 件 名	令和8年度昭和浄水場急速ろ過池弁修繕
業 務 場 所	大和郡山市額田部北町1038 昭和浄水場
開 札 日	令和8年9月1日(火) 10:00
入札書到着期限	令和8年8月31日(月) 17:00
商 号	株式会社 ●●●●
代 表 者 名	代表取締役 ■■■■
連 絡 先	連絡先電話番号
担 当 者 名	▲▲ ▲▲



14 入札上の注意
(つづき)

17 入札書の記載方法
別添の入札書の様式をご利用ください。

入札書記載例

入札書

1 件名 令和8年度昭和浄水場急速ろ過池弁修繕

和郡山市額田部北町1038 昭和浄水場

3 入札金額

¥ 0 0 0 0 0 0 0 円

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

開札日の前日までの日付を記載

奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真 様

令和 年 月 日

住所・入札業者名・代表者名を記載のうえ、代表者印を押印

住所

商号又は名称

代表者氏名

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1037

奈良県大和郡山市額田部北町1038番地

奈良県広域水道企業団
企業長 山下 真 様

一般競争入札 入札書在中

入札件名	令和8年度昭和浄水場急速ろ過池弁修繕
業務場所	大和郡山市額田部北町1038 昭和浄水場
開札日	令和8年9月1日(火) 10:00
入札書到着期限	令和8年8月31日(月) 17:00
商号	
代表者名	
連絡先	
担当者名	

15 銀行振出
小切手の見本

入札保証金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手（預金小切手又は預手という）だけです。
この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常、振出人、支払人とも同一金融機関です。

AB0123	小切手	5678 0123-456
支払地〇〇市〇〇〇丁目		
株式会社 〇〇銀行〇〇支店		
¥ 10,000,000 - ※		
上記の金額をこの小切手と引換えに 持参人 殿へ お支払ください。		
令和〇〇年〇月〇日	株式会社〇〇銀行 〇〇支店	
振出地 〇〇市	支店長 〇 〇 〇 〇 印	

※ 横線必要

(例) ※ 持参人

- (注)①振出人、支払人とも同一金融機関であること。
②持参人であること。
③振出日から5日以内であること。